

厚生委員会報告資料

令和4年12月12日

報告事項件名	頁
1 高齢者及び重度身体障がい者に係る階段昇降機設置助成事業に関する 申請手続きの見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 65歳からのたんぱく増し生活「ぱく増し」事業の実施について・・・・・・・・	4
3 介護保険業務委託評価委員会の評価結果について・・・・・・・・・・	6
4 令和4年度 包括的就労支援事業の実施状況について・・・・・・・・・・	8

(福 祉 部)

厚生委員会報告資料

令和4年12月12日

件名	高齢者及び重度身体障がい者に係る階段昇降機設置助成事業に関する申請手続きの見直しについて																																						
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課 福祉部 障がい福祉課、障がい援護担当課																																						
内容	<p>階段昇降機設置助成事業に関する申請手続きを以下のとおり見直しする。</p> <p>1 見直しの目的</p> <p>高齢者と重度身体障がい者に係る助成事業において、申請手続きが異なり、申請者や工事施工業者にとってわかりにくく誤解を招くおそれがあるため、手続きを見直して統一し、利用しやすい制度にする。</p> <p>2 現行の申請手続き</p> <p>(1) 高齢者</p> <table border="1" data-bbox="359 952 1452 1254"> <thead> <tr> <th rowspan="2">既存個人用住宅の種別</th> <th colspan="4">建築基準法第6条第1項^{※1}</th> </tr> <tr> <th>第1号</th> <th>第2号</th> <th>第3号</th> <th>第4号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昇降機の確認済証の写しの提出</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>法第12条第5項による報告書 (昇降機の確認申請に代わる報告書)の写しの提出</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 建築基準法第6条第1項の建築物の種別 第1号 劇場、病院、店舗、共同住宅等不特定多数の集まる建築物 第2号 木造3階以上、または延べ面積500㎡を超える建築物 第3号 木造以外で2階以上、または延べ面積200㎡を超える建築物 第4号 木造2階以下の建築物等</p> <p>(2) 重度身体障がい者</p> <table border="1" data-bbox="359 1590 1452 1892"> <thead> <tr> <th rowspan="2">既存個人用住宅の種別</th> <th colspan="4">建築基準法第6条第1項</th> </tr> <tr> <th>第1号</th> <th>第2号</th> <th>第3号</th> <th>第4号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昇降機の確認済証の写しの提出</td> <td></td> <td>×</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>法第12条第5項による報告書 (昇降機の確認申請に代わる報告書)の写しの提出</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	既存個人用住宅の種別	建築基準法第6条第1項 ^{※1}				第1号	第2号	第3号	第4号	昇降機の確認済証の写しの提出		○		—	法第12条第5項による報告書 (昇降機の確認申請に代わる報告書)の写しの提出		—		○	既存個人用住宅の種別	建築基準法第6条第1項				第1号	第2号	第3号	第4号	昇降機の確認済証の写しの提出		×		—	法第12条第5項による報告書 (昇降機の確認申請に代わる報告書)の写しの提出		—		×
既存個人用住宅の種別	建築基準法第6条第1項 ^{※1}																																						
	第1号	第2号	第3号	第4号																																			
昇降機の確認済証の写しの提出		○		—																																			
法第12条第5項による報告書 (昇降機の確認申請に代わる報告書)の写しの提出		—		○																																			
既存個人用住宅の種別	建築基準法第6条第1項																																						
	第1号	第2号	第3号	第4号																																			
昇降機の確認済証の写しの提出		×		—																																			
法第12条第5項による報告書 (昇降機の確認申請に代わる報告書)の写しの提出		—		×																																			

3 見直し後の申請手続き

【高齢者・重度身体障がい者共通】

既存個人用住宅の種別	法第6条第1項			
	第1号	第2号	第3号	第4号
昇降機の確認済証の写しの提出		○		—
法第12条第5項による報告書 (昇降機の確認申請に代わる報告書)の写しの提出		—		× ^{※2}

※2 施工業者の責任において安全を確認のうえ設置した旨の確認書と、同法施行令第23条に規定する階段寸法を確保していることが確認できる写真等の提出を求める。

4 変更点

(1) 高齢者及び重度身体障がい者共通事項

ア 建築基準法第6条第1項に規定する建築物のうち、第4号の木造2階以下の建築物等に階段昇降機を設置する場合は、同法第12条第5項による報告を不要とした。

イ 報告の代替として、施工業者の責任において安全を確認のうえ設置した旨の確認書と、同法施行令第23条に規定する階段寸法を確保していることが確認できる写真等の提出を求めることとした。

(2) 重度身体障がい者

建築基準法第6条第1項第1号から第3号に規定する建築物等に階段昇降機を設置する場合は、昇降機の確認申請が必要になった。給付を申請する際には昇降機の確認済証の写しの提出が必要になることを案内する。

5 見直し時期

令和5年1月申請分から

問題点
今後の方針

厚生委員会報告資料

令和4年12月12日

件名	65歳からのたんぱく増し生活「ぱく増し」事業の実施について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課
内容	<p>高齢期のフレイルの中で、体重や筋肉量が低下する原因として、たんぱく質等の栄養不足（低栄養）の影響が大きく、それを放置することにより要介護に進行しやすい。たんぱく質を含む食事をしっかり摂って、体重と筋肉を維持することを重点とした新規事業を令和5年1月より開始する。</p> <p>1 現状</p> <p>(1) 令和3年度足立区政に関する世論調査の結果より、65歳以上の方が肉、魚、卵、大豆製品等のたんぱく質を含む食事を毎食（1日3食）食べている割合は19%で2割に満たない。</p> <p>(2) 介護予防チェックリスト^{※1}によると、低栄養の指標となる体重減少者（6か月間で2～3kgの体重減少有）の割合は年々微増傾向にある。</p> <p>(3) 骨折・骨粗鬆症等の筋骨格系の疾患が後期高齢者の医療費の上位となっている。</p> <p>※1 介護予防チェックリストは、65歳以上で要介護認定無しの方を対象とした調査</p> <p>2 課題</p> <p>(1) たんぱく質の不足による体重・筋肉量の低下に伴い、フレイル・要介護認定に移行する高齢者が一定数存在する。</p> <p>(2) 高齢者向けの「たんぱく増し」の必要性の気づきや実践に繋がる機会が不足している。</p> <p>3 新規事業の概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>高齢期にたんぱく質をしっかり摂ることの必要性を周知・啓発し、高齢者の低栄養予防の行動変容につなげる。</p> <p>(2) 指標</p> <p>令和5年度から、「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）」の最終年度までの4年間で、足立区政に関する世論調査及び介護予防チェックリスト等の結果により、下記の進捗状況を確認する。</p> <p>ア 65歳以上の方が肉、魚、卵、大豆製品等のたんぱく質を含む食事を毎食（1日3食）食べている方の割合について、現在の19%から30%へ11ポイント上昇を目指す。</p>

イ 年々微増傾向にある体重減少者の割合について、現在の13.5%から12.0%へ1.5ポイント低下を目指す。

(3) 令和4年度事業実施内容

ア ポスター、リーフレットを用いた普及啓発

イ 「ぱく増し」周知強化月間（2月）

日本老年医学会が2月1日をフレイルの日と制定していることから、2月を『ぱく増し』周知月間として取り組みを強化する。実施予定の事業案は以下のとおり。

(ア) スーパー等との連携により、高齢者がたんぱく質を含んだ商品を選びやすくするため、シール添付やのぼり旗の設置等の取り組みの実施

(イ) 配食サービス事業者の弁当配達時に区民へ啓発リーフレットを配布

(ウ) 企業との連携による「肉や魚をおいしく食べる料理講座」の開催

(4) キャッチフレーズとロゴマーク

ア キャッチフレーズ

「65歳からのたんぱく増し生活
～肉も魚も食べよう～」

通称『ぱく増し』

イ ロゴマーク

右イラストのとおり



問題点
今後の方針

高齢者への普及啓発とともに、地域包括支援センターの職員を含め高齢者に関わる様々な関係機関への周知を図り、事業を展開する。

厚生委員会報告資料

令和4年12月12日

件名	介護保険業務委託評価委員会の評価結果について																																												
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																																												
内容	<p>令和3年度の介護保険業務委託について、評価委員会を開催したので、以下のとおり評価結果を報告する。</p> <p>1 評価対象</p> <p>(1) 評価対象 令和3年度介護保険業務委託</p> <p>(2) 受託事業者 パーソルテンプスタッフ株式会社</p> <p>2 評価結果（答申）</p> <p>(1) 委員評価の平均点</p> <table border="1" data-bbox="438 857 1434 1003"> <tr> <td>委員評価平均点</td> <td colspan="2">42.2点（50点満点） 前年度：42.2点</td> </tr> <tr> <td>評価結果</td> <td colspan="2">適正に履行されているものと認める（合格）</td> </tr> </table> <p>※ 合格ライン：40点以上、条件付き合格ライン：30点以上</p> <p>(2) 評価項目ごとの委員評価平均点</p> <p>※ 評価項目1・4～6は5点満点、2・3・7は10点満点、合計50点満点である。（ ）内は前年度の点数。</p> <table border="1" data-bbox="379 1198 1434 2004"> <thead> <tr> <th>項目* 番号</th> <th>評価項目 (評価基準)</th> <th>評価内容</th> <th>委員評価 平均点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>サービスレベル (窓口待ち時間)</td> <td>窓口における平均待ち時間は、概ね2分以内を達成している。</td> <td>5.0 (4.8)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>個人情報保護及び 情報セキュリティ</td> <td>個人情報保護及び情報セキュリティについて、法令等を遵守している。</td> <td>8.8 (8.0)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>労働関係法 (現場確認)</td> <td>労働基準法等の労働関係法令を遵守するための取組を実施している。</td> <td>8.0 (8.0)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>事業者の経営の安 定性、信頼性 (財務診断)</td> <td>受託事業者の経営状態は安定しており、信頼性も高い。</td> <td>5.0 (4.8)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>利用者満足度 (アンケート)</td> <td>窓口担当の説明は分かりやすかったか。</td> <td>3.4 (4.0)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>利用者満足度 (アンケート)</td> <td>サービスの総合的な満足度。</td> <td>4.0 (3.8)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>身だしなみ (現場確認)</td> <td>名札をお客様に見えるよう着用し、服装についても区の接客マニュアルを準拠している。</td> <td>8.0 (8.8)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>42.2 (42.2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*評価項目は前年度と同様</p>			委員評価平均点	42.2点（50点満点） 前年度：42.2点		評価結果	適正に履行されているものと認める（合格）		項目* 番号	評価項目 (評価基準)	評価内容	委員評価 平均点	1	サービスレベル (窓口待ち時間)	窓口における平均待ち時間は、概ね2分以内を達成している。	5.0 (4.8)	2	個人情報保護及び 情報セキュリティ	個人情報保護及び情報セキュリティについて、法令等を遵守している。	8.8 (8.0)	3	労働関係法 (現場確認)	労働基準法等の労働関係法令を遵守するための取組を実施している。	8.0 (8.0)	4	事業者の経営の安 定性、信頼性 (財務診断)	受託事業者の経営状態は安定しており、信頼性も高い。	5.0 (4.8)	5	利用者満足度 (アンケート)	窓口担当の説明は分かりやすかったか。	3.4 (4.0)	6	利用者満足度 (アンケート)	サービスの総合的な満足度。	4.0 (3.8)	7	身だしなみ (現場確認)	名札をお客様に見えるよう着用し、服装についても区の接客マニュアルを準拠している。	8.0 (8.8)	合計			42.2 (42.2)
	委員評価平均点	42.2点（50点満点） 前年度：42.2点																																											
	評価結果	適正に履行されているものと認める（合格）																																											
	項目* 番号	評価項目 (評価基準)	評価内容	委員評価 平均点																																									
	1	サービスレベル (窓口待ち時間)	窓口における平均待ち時間は、概ね2分以内を達成している。	5.0 (4.8)																																									
	2	個人情報保護及び 情報セキュリティ	個人情報保護及び情報セキュリティについて、法令等を遵守している。	8.8 (8.0)																																									
	3	労働関係法 (現場確認)	労働基準法等の労働関係法令を遵守するための取組を実施している。	8.0 (8.0)																																									
	4	事業者の経営の安 定性、信頼性 (財務診断)	受託事業者の経営状態は安定しており、信頼性も高い。	5.0 (4.8)																																									
	5	利用者満足度 (アンケート)	窓口担当の説明は分かりやすかったか。	3.4 (4.0)																																									
	6	利用者満足度 (アンケート)	サービスの総合的な満足度。	4.0 (3.8)																																									
7	身だしなみ (現場確認)	名札をお客様に見えるよう着用し、服装についても区の接客マニュアルを準拠している。	8.0 (8.8)																																										
合計			42.2 (42.2)																																										

3 開催日

令和4年11月8日（火）

4 委員構成（計5名）

種別	氏名	推薦団体等
有識者 （2名）	氏家 宏海【委員長】	足立法曹会
	高橋 英一【副委員長】	東京都社会保険労務士 会足立・荒川支部
区民代表 （1名）	中村 すみ子	民生・児童委員協議会 会長（福祉管理課）
区職員 （2名）	久米 浩一	区民部長
	宮本 博之	高齢者施策推進室長

5 評価方法

（1）書類審査

「受託事業者からの評価項目に関する報告資料」及び「税理士による財務状況の審査」

（2）委託業務の現場確認

（3）受託事業者に対するヒアリング

6 評価委員会からのその他意見

（1）受託事業者スタッフの新型コロナ感染者は、少数にとどまっており、消毒など日々の感染対策が十分に行われていることがうかがえる。引き続き、感染対策を実施されたい。

（2）利用者アンケートにおいて、窓口担当の説明の分かりやすさに関する評価が前年より低下した。より分かりやすい説明に努めるよう改善されたい。

（3）委託業務エリアの作業スペースが狭小であることなど、執務環境の改善を望む。

問題点
今後の方針

評価委員会の評価結果は合格点であったが、より一層、窓口サービスの総合的な満足度の向上を図っていくよう、受託事業者に対し、評価結果の分析と改善策の報告を求めていく。

厚生委員会報告資料

令和4年12月12日

件名	令和4年度 包括的就労支援事業の実施状況について															
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活保護指導課 暮らしとしごとの相談センター															
内容	<p>令和4年度から開始した包括的就労支援事業の実施状況について報告する。</p> <p>1 事業実施方法 民間事業者への事業委託（令和4年度から5年間の複数年契約） 受託事業者 株式会社パソナ（令和3年度まで、暮らしとしごとの相談センターの就労支援事業を受託）</p> <p>2 包括的就労支援事業 4つの目的 令和3年度まで、足立福祉事務所、暮らしとしごとの相談センター別々の「就労支援事業」を、下記を目的に今年度から一体的（包括的）に実施。 【4つの目的】 (○・・・達成 △・・・一部達成)</p> <table border="1" data-bbox="379 1106 1465 1771"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>現在の達成度</th> <th>達成の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 属性ごと（生活困窮者／生保受給者）の支援から個の状況に応じた支援への転換</td> <td>△</td> <td>・個の状況にあわせた課題別グループ支援を54事業、129回実施 ・好事例はあるが、就労定着までは判断できない</td> </tr> <tr> <td>(2) 切れ目のない支援</td> <td>△</td> <td>・就労支援中に生活困窮者⇔生保受給者へ移行したケース11人 ・就労定着までは判断できない</td> </tr> <tr> <td>(3) スケールメリット</td> <td>○</td> <td>・令和4年度の契約委託料30,240千円削減 ・足立ブランド認定企業15社を含む321社、1,113人の求人枠を確保</td> </tr> <tr> <td>(4) 定着支援の強化</td> <td>○</td> <td>・就労後の支援期間を3か月→12か月へ延長 ・就職後3か月以上継続した定着者の割合が、生保受給者77.4%、生活困窮者80.0%と目標の70%を超えた</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 実施状況 (1) 属性ごとの支援から個の状況に応じた支援への転換 「生活困窮者」「生活保護受給者」ごとの支援から、対象者の生活習慣の定着状況など、状態ごとの支援への転換による支援の向上を図る。</p>	目的	現在の達成度	達成の内容	(1) 属性ごと（生活困窮者／生保受給者）の支援から個の状況に応じた支援への転換	△	・個の状況にあわせた課題別グループ支援を54事業、129回実施 ・好事例はあるが、就労定着までは判断できない	(2) 切れ目のない支援	△	・就労支援中に生活困窮者⇔生保受給者へ移行したケース11人 ・就労定着までは判断できない	(3) スケールメリット	○	・令和4年度の契約委託料30,240千円削減 ・足立ブランド認定企業15社を含む321社、1,113人の求人枠を確保	(4) 定着支援の強化	○	・就労後の支援期間を3か月→12か月へ延長 ・就職後3か月以上継続した定着者の割合が、生保受給者77.4%、生活困窮者80.0%と目標の70%を超えた
目的	現在の達成度	達成の内容														
(1) 属性ごと（生活困窮者／生保受給者）の支援から個の状況に応じた支援への転換	△	・個の状況にあわせた課題別グループ支援を54事業、129回実施 ・好事例はあるが、就労定着までは判断できない														
(2) 切れ目のない支援	△	・就労支援中に生活困窮者⇔生保受給者へ移行したケース11人 ・就労定着までは判断できない														
(3) スケールメリット	○	・令和4年度の契約委託料30,240千円削減 ・足立ブランド認定企業15社を含む321社、1,113人の求人枠を確保														
(4) 定着支援の強化	○	・就労後の支援期間を3か月→12か月へ延長 ・就職後3か月以上継続した定着者の割合が、生保受給者77.4%、生活困窮者80.0%と目標の70%を超えた														

ア グループ・個別プログラムの実施状況

①グループプログラム（5～10人グループによる基礎的な課題別講座）

講座数	主な内容	開催数	生保	生困	計
29	硬筆書写、農業体験、居場所プログラム、パソコンセミナー（超入門～応用）、説明力講座、傾聴講座、介護、清掃など就労体験、企業説明会参加	92回	291人	201人	492人

②ジョブトレーニング（5～10人グループによる実践的トレーニング）

講座数	主な内容	開催数	生保	生困	計
25	講座「初対面の人と話すには」、農業体験、履歴書作成、面接対策、ジョブカード活用法、企業セミナー、おしごと体験	37回	137人	99人	236人

【事例】

生活困窮者が多く参加するジョブトレーニンググループに参加した生保受給者Aさんは、「周囲から浮くのでは」との当初の心配が、積極的な発言をする他の参加者とコミュニケーションをとるうちに、意欲向上や積極的な発言が見られるようになった。

⇒属性にかかわらないグループプログラムでは、意欲の高い方が好影響を与える効果が見られた。

（2）切れ目のない支援

被支援者が支援途中で生活保護開始（生活困窮者→生保受給者）、または廃止となった場合でも、同一事業者による切れ目のない支援が可能。

開始時属性	被支援者数	支援途中での属性変更	該当者数
生保受給者	533人	生保廃止 生保受給者→生活困窮者	9人
生活困窮者	105人	生保開始 生活困窮者→生保受給者	2人
合計	638人		11人

【事例】

8月から就労支援開始の生活困窮者Bさんは、就職活動途中で困窮度が高まり、生活費の心配なく就職活動を継続できるよう8月中旬に生活保護申請。受給開始以降もそれまでの支援を無駄にすることなく継続して就労支援が行われた。

⇒属性にかかわらない一体的支援で、支援のタイミングを逃さず、切れ目なく支援が継続できた。

（3）スケールメリット

ア 契約状況（コストの削減）

契約金額（委託料）

	生活困窮者 (250人)	生保受給者 (1,600人)	合計 (1,850人)
別個実施の場合	50,106千円	119,513千円	169,619千円
一体化実施の場合	—	—	139,379千円
コスト削減	—	—	30,240千円

イ 求人開拓実績

■開拓社数 321社（うち足立ブランド認定企業15社）

■求人件数 519求人 ■求人枠数 1,113人

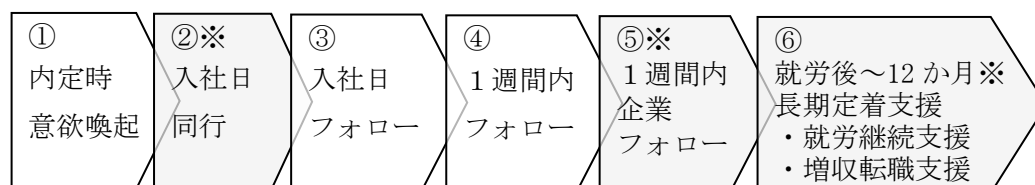
■開拓した求人で就労決定した件数

	生活困窮者	生保受給者	合計
総就労決定数	48人	153人	201人
開拓求人での決定数	27人	78人	105人
開拓求人決定率	56.3%	51.0%	52.2%

（４）定着支援の強化

一体化にあわせて、就労後の定着支援に重点を置いた。

ア 定着支援【6つのプロセス】を導入



※印は、従来にはなかった今年度からの取り組み（定着支援：従来は3か月）

イ 就労・定着実績（4月～9月末実績）

	被支援者数	就労者数	就労率	3か月以上の職 就労者	3か月以上就労	
					定着者	定着率
生保受給者	533人	153人	28.7%	53人	41人	77.4%
生活困窮者	105人	48人	45.7%	30人	24人	80.0%
合計	638人	201人	31.5%	83人	65人	78.3%

【事例】

母子家庭の母親Cさんは、ここ2年ほど働いてはすぐに退職の繰り返し。就労支援スタートで介護の仕事で採用決定、現在も継続就労中。「研修アンケートの漢字が間違っていないかチェックしてほしい」と事業所へ来所、このようになちよとしたつまずきから退職につながっていたかもしれない。
⇒12か月の就労後の支援や就職企業へのフォロー実施により、定着が続くための支援、定着できなかった場合も速やかに再支援を行うことで、安定した就労へとつながる。

4 主な課題と今後の対応策

(1) 被支援者数の拡大に向けて

	紹介者数 (同意した方)	連絡が とれた方	被支援者 (面談へ至った方)
生保受給者	831 人	671 人	533 人
生活困窮者	105 人	105 人	105 人
合計	936 人 (A)	776 (A の 82.9%)	638 人 (A の 68.2%)

⇒被支援者の体調などを考慮しつつも、対象者をできる限り支援までつなげることが必要

ア 就労可能かどうかの判断基準をチャート作成するなど、ケースワークの共通化を図る（対応済）。

イ 効果があるとされる生保開始後の早い段階でつなぐため、保護開始直後の本人説明資料の見直しと説明項目を標準化する（対応中）。

ウ 就労支援にかかる事務手順の見直し等効率化を図る（一部対応済）。

エ サポートセンターが区内 1 か所（竹の塚）のため、福祉事務所への出張相談の頻度（現状各課週 1 回程度）を上げ、相談しやすい環境を作る（対応済）。

(2) 就労定着率の向上に向けて

	3 か月以上の職 に就いた方	3 か月以上 継続就業の方	定着率	年度末 定着率目標
生保受給者	53 人	41 人	77.4%	70.0%
生活困窮者	30 人	24 人	80.0%	70.0%
合計	83 人	65 人	78.3%	70.0%

⇒委託事業のルール内で、就労後も含め区と事業者がより緊密に被支援者情報を共有し、両方向からの絶え間ないサポートが必要と判断

ア 区・事業者でデータ共有する支援台帳では解決できない課題に対して、両管理者による支援検討会議を実施する（対応中）。

イ 就労定着の成功事例、上手くいかなかった事例を作成し、定期的に所内で共有し、職員の就労支援に対する意識を高めていく（対応中）。

問題点
今後の方針

- ・ 福祉事務所、くらしとしごとの相談センターとで目的意識を共有し、職員一人ひとりが自立に向けた就労支援の重要性を認識し事業を進めていく。
- ・ ハローワークなど関係機関や事業者との連携をさらに高め、就労定着率向上の意識を持って取り組みを進めていく。